

令和元年度決算に基づく健全化判断比率

1 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく伊勢原市の健全化判断比率を次のとおり報告します。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.4	64.8

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を表示しています。

令和元年度伊勢原市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率

1 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく伊勢原市の資金不足比率を次のとおり報告します。

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	—

備考 資金不足額がない場合は、「—」を表示しています。

【令和元年度決算に基づく健全化判断比率等】

《参考資料》

早期健全化基準・・・自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、①から④のうち、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

財政再生基準・・・国の関与による確実な再生を図るため、①から③のうち、1つでも基準以上となった場合、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

※ 一般会計等・・・本市の場合、一般会計に用地取得事業特別会計を加えたもの。

(%)

区 分	指標の説明	伊勢原市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	-	12.52	20.0
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率	-	17.52	30.0
③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	7.4	25.0	35.0
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	64.8	350.0	

公営企業の経営健全化基準・・・公営企業の自主的な改善努力による経営健全化を図るため、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

なお、地方財政健全化法上の資金不足比率の対象となる会計は、伊勢原市の場合、公共下水道事業会計です。

(%)

資金不足比率	公営企業における資金不足額の、事業規模に対する比率	-	(経営健全化基準) 20.0
--------	---------------------------	---	-------------------

令和元年度		実質赤字比率 (%)	—	実質公債費比率							
健全化判断比率の状況		比率の 状況	連結実質赤字比率 (%)	区分		決算額 (単位: 千円, %)	左の内訳				
市町村コード	142140		実質公債費比率 (%)	7.4	公債費充当一般財源等 (繰上償還額及び満期一括地方債の 元金に係る分を除く) (1)		2,170,106	(3)の内訳	決算額 (千円)		
市町村名	伊勢原市		将来負担比率 (%)	64.8	満期一括地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの (年度割相当額)等 (2)		0	公共下水道事業	718,521		
実質赤字比率				分子		公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金 (3)		718,521			
区分		決算額 (単位: 千円, %)		一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認めら れる補助金又は負担金 (4)		204,088					
繰上充用額 (A)		0		債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの (5)		438,421					
支払繰延額 (B)		0		一時借入金の利子 (6)		485					
事業繰越額 (C)		0		災害復旧費等に係る基準財政需要額 (7)		1,367,147					
標準財政規模 (D)		19,485,324		(7)で準元利償還金に係るもの (8)		538,573	(5)の内訳	決算額 (千円)			
実質赤字比率 ((A)+(B)+(C))/(D)		—		事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (9)		205,773					
連結実質赤字比率		資金不足比率 (%)		(9)で準元利償還金に係るもの (10)		47,197					
区分		決算額 (単位: 千円, %)		密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 (11)		0	国営事業等負担金	0			
実質収支	一般会計等	一般会計及び用地取得事業特別会計 (1)		密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金 (地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る) (12)		0	その他の事業	438,421			
		683,941		小計 ((1)~(6)) - ((7)~(12)) 【A】		1,372,931					
資金余剰額	法適用	公共下水道事業会計 (2)		標準財政規模 (13)		19,485,324					
		710,877		(7)~(12)の額 (14)		2,158,690					
実質収支	その他特別会計	国民健康保険特別会計 (3)		小計 (13) - (14) 【B】		17,326,634					
		介護保険特別会計 (4)		実質公債費比率 (単年度) 【A】 / 【B】 × 100		7.924					
		後期高齢者医療事業特別会計 (5)		将来負担比率		区分		決算額 (単位: 千円, %)		左の内訳	
		6,153		令和元年度末一般会計等の地方債現在高 (1)		23,550,659		(3)の内訳		将来負担額 (千円)	
				債務負担行為に基づく支出予定額 (2)		4,505,136		公共下水道事業		10,765,417	
				一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額 (3)		10,765,417					
				組合等の地方債の元金償還に対する本市の負担見込額 (4)		2,113,416					
				退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額 (5)		2,915,450					
				設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額 (6)		186,662					
				連結実質赤字額 (7)		0					
		組合等の連結実質赤字相当額のうち本市の一般会計等の負担見込額 (8)		0							
		(1)~(7)の額 【A】		1,650,522							
		標準財政規模 【B】		19,485,324							
		連結実質赤字比率 【A】 / 【B】 × 100		—							
(注) 令和元年度は、全ての会計において黒字となっています。				将来負担額		令和元年度末充当可能基金現在高 (9)		3,637,915			
						充当可能な特定の歳入見込額 (10)		6,694,848			
						地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (11)		22,474,147			
						小計 (将来負担額 - ((9)~(11))) 【A】		11,229,830			
						標準財政規模 (12)		19,485,324			
						災害復旧費等に係る基準財政需要額 (13)		1,367,147			
						(13)で準元利償還金に係るもの (14)		538,573		(6)の内訳	
						事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (15)		205,773		伊勢原市土地開発公社	
						(15)で準元利償還金に係るもの (16)		47,197		伊勢原市事業公社	
						密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 (17)		0		186,662	
						密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金 (地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る) (18)		0			
						小計 (標準財政規模 (12) - 算入公債費等 (13)~(18)) 【B】		17,326,634			
						将来負担比率 【A】 / 【B】 × 100		64.8			